

別表（第3条、第4条、第7条関係）

1 補助対象設備（自家消費型太陽光発電設備）

補助対象者		町内の住宅に太陽光発電設備を設置（P P A及びリースによるものを除く）する個人
補助対象経費		<p>自家消費型太陽光発電設備の導入に要する経費のうち国実施要領別表第1に掲げる費目であり、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2ア（ア）の表中の「交付要件」を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 町内に設置されるものであること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 5 住宅の屋根に設置されるものであること。
補助金の額		補助対象経費の実支出額又は25万円のいずれか低い額以内の額（ただし、5万円/kW（工事費込み・税抜き）に応じた額を上限とする。）
交付申請書	様式	第1号様式
	提出期限	令和8年12月28日まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書別紙（事業計画） 2 設備容量等が分かる書類（カタログ・仕様書等） 3 設置費用の根拠となる書類（見積書） 4 発電量及び自家消費量に係る根拠書類（シミュレーション等）

実績報告書	様式	第7号様式
	提出期限	補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年1月29日のいずれか早い期日まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書（第7号様式） 2 施工前後の写真 3 補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類 4 工事費用の支払いを確認できる書類 5 請求書 6 財産管理台帳（第6号様式）
その他交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、補助金の交付の対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 	
申請等様式の特例	<p>交付申請書（第1号様式）及び実績報告書（第7号様式）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。</p>	

2 補助対象設備（蓄電池）

補助対象者	町内の住宅に蓄電池を設置（P P A及びリースによるものを除く）する者	
補助対象経費	<p>自家消費型太陽光発電設備の付帯設備であって、住宅に設置される蓄電池（20kWh未満）の導入に要する経費のうち国実施要領別表第1に掲げる費目であり、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2ア（イ）の表中の「交付要件」を満たすこと。 2 町内に設置されるものであること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 	
補助金の額	補助対象経費の実支出額の1／3に相当する額又は35万円のいずれか低い額以内の額（ただし、蓄電池容量が14.1万円/kWh（工事費込み・税抜き）を超える場合は、蓄電容量に14.1万円/kWhを乗じた額の1／3を上限とする。）	
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年12月28日まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書・別紙（様式第1号別紙） 2 設備容量等が分かる書類（カタログ・仕様書等） 3 設置費用の根拠となる書類（見積書）
実績報告書	様式	第7号様式
	提出期限	令和9年1月29日まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 施工前後の写真 2 補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類 3 工事費用の支払いを確認できる書類 4 請求書 5 財産管理台帳（第6号様式）
その他交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・国実施要領別紙2の2ア（イ）の表中の交付要件dについては、複数者からの見積りの取得や販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うこと等により本事項を満たすこととする。その上で、家庭用： <ol style="list-style-type: none"> 1 2.5万円/kWh以下の蓄電システムの導入が 	

	<p>困難であった場合は、補助金の額の範囲で補助金の交付の対象とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、補助金の交付の対象外とする。 ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書（第1号様式）及び実績報告書（第7号様式）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。